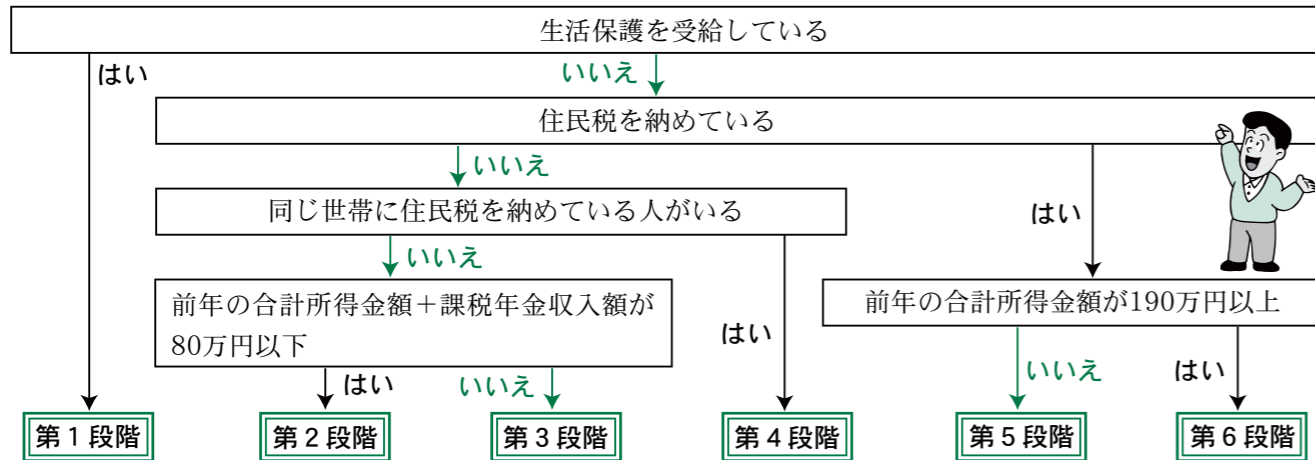


介護保険料の段階及び保険料の決まり方

当市の介護保険料は6段階に区分されており、本人の所得や世帯の住民税の課税状況により段階が決定します。



段階別保険料額

算定式 基準額×保険料率 基準額 5,577円 (平成24～26年度)

段階	保険料率	保険料	段階	保険料率	保険料
第1段階	0.50	月額 2,789円 (年額 33,468円)	第4段階	1.00	月額 5,577円 (年額 66,924円)
第2段階	0.50	月額 2,789円 (年額 33,468円)	第5段階	1.25	月額 6,972円 (年額 83,664円)
第3段階	0.75	月額 4,183円 (年額 50,196円)	第6段階	1.50	月額 8,366円 (年額 100,392円)

～ 今年度65歳になる方へ ～

平成26年7月3日以降に65歳になる方については、誕生日の月の翌月に納入通知書及び介護保険料納付書を送付します。

介護保険関係アンケート調査にご協力をお願いします

市では、高齢者の方がいつまでも生き生きと安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、今年度中に平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第6期介護保険事業計画」を策定します。

計画を策定するにあたり、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」策定にむけ、各種調査を行っていますので、ご協力をお願いします。

<市民の方より、広く意見を募集します>

【対象者】 全市民 【調査内容】 介護保険料及び介護サービス量（施設整備など）について

【調査用紙設置場所】 介護保険係（本庁）及び各総合窓口センター ※ホームページにも掲載します

【提出方法】 『郵送』、『直接』、『FAX』、『ホームページ』のいずれかで提出してください

郵送提出先 花園町19-1 介護保険係あて / 直接提出先 介護保険係又は各総合窓口センター
FAX番号 0186-62-4296 / ホームページ 専用のメールフォームから送信してください

【提出期限】 平成26年7月25日（金）

アンケートの対象者を限定した「日常生活圏域ニーズ調査」及び「介護予防基本チェックリスト」についても投函期限は過ぎていますが、計画策定にあたっては、たくさんの方々の意見を参考にしたいと考えていますので、期限後でも投函くださるようお願いします。

お問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

平成26年度 介護保険料額のお知らせ

「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」 「介護保険料納付書」を送付します

平成26年7月2日現在で満65歳以上の方に「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」又は「介護保険料納付書」を7月10日に発送します。

今回の介護保険料額は、平成26年4月1日時点での世帯の課税状況や、本人合計所得金額をもとに算定したものです。



介護保険料の納め方（特別徴収・普通徴収）と納付時期

①特別徴収（年金からの天引き）

老齢基礎年金などの公的年金を年額18万円以上受給している方は、介護保険料が年金から天引きされます。

ただし、本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

○保険料が増額になった



増額分を納付書で納付します

○年度途中で65歳になった

○年度途中で老齢年金等の支給が始まった

○年度途中で他の市町村から転入した

○保険料が減額になった

○年金が一時差し止めになった など



原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6か月後から天引きされます。それまでは、納付書で納めます。

②普通徴収（納付書又は口座振替で納付）

特別徴収の条件に該当しない方は「納付書」又は「口座振替」で納めていただきます。

「納付書」… 納入通知書と一緒に送付される介護保険料納付書により、市内の金融機関で納めていただきます。

「口座振替」… 納期の月末に指定された口座から引き落としされます。お支払いに出かける手間も省け便利です。 ※口座振替は各金融機関でのお申し込みが必要です。

○普通徴収の納付時期

普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの年8回で、当該月の月末が納付期限になっています。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	※随時期
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	随時

※納期まで日数がない場合、例外的な納期として「随時期」を設定することがあります。

○納期限までに納付しましょう 納期限ごとに当該月の月末が納期限となっていますので、遅れずに納付しましょう。期限内の納付が困難な方は、高齢福祉課にご相談ください。



介護保険料の変更

次の事由が生じた場合、年度の途中で保険料の額が変更になることがあります。

▽北秋田市外への転出や死亡など、北秋田市の被保険者資格を喪失した場合

被保険者であった期間（月単位）に応じて保険料を精算し、改めて変更後の保険料額をお知らせします。

▽保険料算定の基礎（根拠）となる市民税が所得更正等により変更されたり、生活保護を受給するなどした場合
新たな保険料段階区分（第1段階～第6段階）で保険料を再計算し、改めて変更後の通知書をお送りします。